平成２６年（フ）第８０９号
大阪府豊中市稲津町３丁目６番３号
破産者　除補　加代
1　決定年月日　平成26年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１２１４号
大阪市都島区網島町３番13―406号
破産者　藤島　　一
1　決定年月日　平成26年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１６２８号
大阪府八尾市東町６丁目112番地、申立時の住所大阪府八尾市東山本町８丁目１番21号
破産者　安本　鳴海
1　決定年月日　平成26年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１７０８号
兵庫県宝塚市口谷西１―５―２　ツインコート宝塚山本209、開始決定時大阪府箕面市桜５丁目５番９号
破産者　山本　　忠
1　決定年月日　平成26年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１７６７号
大阪府寝屋川市日之出町19番13号、前住所大阪市北区本庄西１丁目10番９―901号
破産者　中川　豊隆
1　決定年月日　平成26年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２０４０号
大阪市港区港晴４丁目１番12号
破産者　岡田　　忍
1　決定年月日　平成26年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１１９号
大阪市東淀川区豊里２丁目１番３―1203号
破産者　糸山　満作
1　決定年月日　平成26年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１３２号
広島市安佐南区長束西２丁目44番14号
破産者　上野　　真
1　決定年月日　平成26年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１４号
広島市安佐南区上安３丁目11番21―８号
破産者　西野　　昭
1　決定年月日　平成26年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２０２号
広島市佐伯区湯来町大字葛原595番地２
破産者　小草　利朗
1　決定年月日　平成26年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２８号
福島県郡山市鶴見坦１丁目11番９号　コーポ清山205号
破産者　信清　雅幸
1　決定年月日　平成26年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第１号
滋賀県米原市上野631番地
破産者　草野　裕也
1　決定年月日　平成26年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２６年（フ）第８６号
香川県高松市塩江町安原下第１号683番地１
破産者　川崎　修司
1　決定年月日　平成26年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１９５号
高知県南国市久礼田967番地
破産者　澤村　亜紀
1　決定年月日　平成26年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２９号
宮崎県日南市吾田東９丁目３番30―202号、開始決定時の住所宮崎県日南市大字下方456番地１
破産者　徳井　純子
1　決定年月日　平成26年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２６年（フ）第４号
宮崎県日南市梅ケ浜２丁目２番20号
破産者　井上　洋一
1　決定年月日　平成26年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部破産係

破産手続終結

平成２５年（フ）第２５号
宮崎県日南市大字下方456番地１
破産者　有限会社とくい商事
1　決定年月日　平成26年８月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
宮崎地方裁判所日南支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第２４９５号
札幌市南区澄川４条５丁目７番17号
破産者　堀田　勝昭
1　決定年月日　平成26年８月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２７４号
京都府舞鶴市字行永2037番地、開始決定時の住所札幌市清田区里塚１条２丁目18番８号
破産者　西山　律子
1　決定年月日　平成26年８月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部